쑄

政治資金監査マニュアル等の改定に係る論点整理

政治資金監査マニュアル(以下「マニュアル」という。)においては、政治 資金監査制度の運用状況を見極めながら、マニュアルに定める手続きが実際の 運用にそぐわない場合などには、必要に応じマニュアルの改定を図り、その内 容に改善を加えていくことが必要であることとされている。

政治資金適正化委員会がこれまで公表した政治資金監査に関する見解や政治資金監査に関するQ&Aに加え、登録政治資金監査人へのアンケート結果も踏まえ、マニュアル等の改定について検討する。

1 主要な改定検討箇所について

- (1) 政治資金監査の方法の変更
 - ○領収書等に対する政治資金監査
 - ○会計帳簿の記載事項に対する政治資金監査
- (2) 政治資金適正化委員会において公表した見解の追加記載
 - ○「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」
- (3) 政治資金監査に関するQ&Aの追加記載
 - ○業務制限
 - ○年の途中に区分の異動した政治団体の政治資金監査
 - ○政治資金監査契約書への収入印紙の貼付
 - ○政治資金監査の対象となる政治団体の範囲

(4) マニュアルの構成の見直し(政治資金監査実施要領との一体化)

2 今後のスケジュール(予定)

7月1日(第2回委員会) 改定内容の論点整理・検討

8月11日(第3回委員会) 改定案の検討・決定、パブリックコメント開始

9月16日 (第4回委員会) 改定内容の決定

10月~12月 関係者に対し、改定内容を周知